

障害給付 支給要件 (新法)

請求人 岐阜県 坂〇 田〇
原処分をした行政庁 社会保険庁長官
被保険者であった者 坂〇 田〇
昭和8年生
審査の決定をした社会保険審査官
岐阜県社会保険審査官

主文 本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金及び障害厚生年金(以下「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、気管支喘息(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成10年4月27日(受付)、社会保険庁長官に対し、障害給付の裁定を請求した。

2 社会保険庁長官は、平成10年9月3日付で、請求人に対し、当該傷病の発病日・初診日が、昭和49年4月頃(厚生年金保険の被保険者であった間)であることを確認することができないとして、障害給付の裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、平成10年10月30日(受付)、岐阜県社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対し、審査請求をした。

4 審査官は、平成11年2月23日付で、原処分は妥当であるとして、この審査請求を棄却する旨の決定をした。

5 請求人は、なおこの決定を不服として、平成11年3月1日(受付)、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害厚生年金は、その障害の原因

となった傷病(その障害の直接の原因となった傷病が他の傷病に起因する場合は当該他の傷病。以下同じ。)の初診日が昭和61年4月1日以後であり、かつ、その初診日において厚生年金保険の被保険者であること又はその障害の原因となった傷病の発病日が昭和61年4月1日前であり、かつ、その発病日において厚生年金保険の被保険者であるという要件が満たされない者には支給されないことになっている。

なお、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金が支給されることになっている。

2 本件の問題点は、請求人の当該傷病について、前記要件を満たしていると認めることができるかどうかということである。

第4 審査資料

本件の審査資料は、次のとおりである。

資料1 裁定請求書に添付されたAクリニックB医師作成の診断書(平成10年4月20日付)の写

資料2 請求人作成の病歴・就労状況等申立書(平成10年4月20日付)の写

資料3 下記受診状況等証明書
3-1 C病院D医師作成成分(平成10年4月20日付)

3-2 E病院F医師作成成分(平成10年7月7日付)

資料4 請求人に係る共通資格-厚生記録画面の写

第5 事実の認定及び判断

1 前記審査資料並びに本件公開審理の場における請求人及び保険者代表の陳述を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 請求人の申立てによると、当該

傷病による受診状況等は、次のとおりである(資料1及び2)。

発病日:昭和49年4月頃
初診日:昭和49年4月頃
昭和49年5月から昭和58年4月まで:G病院(現在のC病院)
昭和58年5月頃から平成10年3月:E病院、通院中
平成10年2月:H病院、救急にて受診

(2) C病院には、請求人が当該傷病により受診した当時の診療録はない(資料3-1)。

(3) F医師によると、請求人の受診状況等は、次のとおりである(資料3-2)。

傷病名:気管支喘息

発病年月日:昭和58年頃

発病から初診までの経過:昭和56年頃より感冒とともに喘鳴が出現したが、しだいに悪化するため来院となる。以後、慢性気管支喘息として外来通院と時に入院を必要とする状態である。

初診年月日:昭和58年5月14日
なお、保険者代表は、同医師から、請求人は「発作が起こると近医でネオフィリン注射を打ってもらっていた。」との回答を得ていると述べている。

(4) 請求人は、G病院受診に係る記録等も残されていないし、救急で受診したH病院の証明等ももらえなかったと述べている。

(5) 請求人の厚生年金被保険者期間は、次のとおりである(資料4)。

① 昭和48年11月26日から昭和49年9月1日まで
② 昭和63年3月1日から同年6月1日まで

2 前記認定された事実に基づき、本

障害給付 支給要件 (新法)

件の問題点を検討し、判断する。

(1) 請求人は、前記1の(1)によると、当該傷病の発病日及び初診日は昭和49年4月頃と申立てているが、前記1の(2)によると、それを証明する直接の医証はないし、また、前記1の(4)によると、受診を明らかにする記録等も残されていない。

(2) そして、前記1の(3)によると、請求人の当該傷病の発病日は昭和56年頃、その初診日は昭和58年5月14日とされていることから、請求人の申立てにもかかわらず、請求人の当該傷病の発病日は昭和56年頃であり、またその初診日は昭和58年5月14日と認定せざるをえない。

(3) したがって、前記1の(5)に照らしてみると、請求人の当該傷病について、前記第3の1の要件を満たしていると認めることはできない。

そうすると、原処分は妥当であり、取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。

請求人の傷病であるジル・ドウ・ラ・トウレット症候群、人格障害については、幼少期にチック症があっても、大人になってからジル・ドウ・ラ・トウレット症候群の発症にまで至ることはまれであり、医学的な傷病の同一性の判断とは別に、当該傷病に特徴的な症状が顕著に具体化した生活のリズムが狂うようになった日をもって初診日とし、近接した時期に発症があったと認めるのが相当で

障害給付 支給要件（新法）

あると判断すると、発病日は厚生年金保険被保険者期間内にある。また、裁定請求日の障害の状態は2級の程度に該当していると認められる。よって、原処分は妥当ではなく、取り消さなければならない。（平11.11.30）

請求人 大阪府 塚○ 雅○
原処分をした行政庁 大阪府知事
被保険者 塚○ 雅○
昭和24年生
審査の決定をした社会保険審査官
大阪府社会保険審査官

主文 保険者の機関が、平成10年9月29日付の文書により、再審査請求人に対し、障害基礎年金及び障害厚生年金を支給しないとした処分は、これを取り消し、平成10年5月（受給権取得）から、障害等級2級の障害基礎年金及び障害厚生年金を支給するものとする。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金及び障害厚生年金の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、ジル・ドウ・ラ・トゥレット症候群、人格障害（以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、平成10年5月7日（受付）、社会保険庁長官に対し、障害基礎年金及び障害厚生年金の裁定を請求した。
- 2 社会保険庁長官は、平成10年9月3日付で、請求人の当該傷病の初診日は20歳前にあるから、障害基礎年金の支給の可否につき判断すべきであるとして、裁定請求書を大阪府知事に回付した。

3 大阪府知事は、平成10年9月29日付で、請求人に対し、請求人の当該傷病による障害の状態は国民年金法施行令（以下「国年令」という。）別表に定める程度に該当しないと認めて障害基礎年金を支給しない旨の処分（以下「不支給処分」という。）をした。

4 請求人は、不支給処分を不服として、平成10年10月13日（受付）、大阪府社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をしたところ、審査官は、同年11月20日付をもって、不支給処分は妥当であるという理由で、この審査請求を棄却する旨の決定をした。

5 請求人は、なおこの決定を不服とし、障害基礎年金及び障害厚生年金の支給を求めて、平成10年12月3日（受付）、当審査会に再審査請求をした。

6 以上にみるとおり、請求人は、本件の裁定請求から再審査請求に至るまで一貫して障害基礎年金及び障害厚生年金の支給を求めているところ、前記2の社会保険庁長官の回付の措置は障害厚生年金を支給しない旨の意思が表明されたものにほかならず、この回付の措置を承けてされた不支給処分と相まって、請求人に対し障害基礎年金及び障害厚生年金のいずれの年金給付をも支給しない旨の保険者の意思が確定的に表示されたものとみるのを相当とする。

そうすると本件再審査請求は、障害基礎年金及び障害厚生年金を支給しない旨の保険者の機関がした処分を不服とし、審査請求を経て適法に提起されたものと解することができるので、当審査会は、不支給処分を前記の意味の原処分として、本案に入り審理することとする。

第3 問題点

- 1 昭和61年4月1日以前の厚生年金保険の被保険者であった間に疾病にかり、又は負傷し、初診日から起算して1年6月を経過した日において、国年令別表又は厚生年金保険法施行令（以下「厚年令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態になかった者が、同日後65歳に達する日の前日までの間に、①その傷病により国年令別表に定める程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、障害基礎年金及び障害厚生年金の支給を、②その傷病により国年令別表に定める程度には該当しないが厚年令別表第1に定める程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、障害厚生年金の支給を、その期間内に請求することができる（国民年金法（以下「国年法」という。）第30条の2第1項及び厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）第47条の2第1項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第23条第1項及び附則第67条、並びに国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第29条第1項、第32条第1項、第78条第1項及び第80条第1項）。
- 2 20歳未満に初診日のある傷病により20歳に達した日又はその後国年令別表に定める程度の障害の状態にある者には、障害基礎年金が支給される（国年法第30条の4等）。
- 3 本件の問題点は、①当該傷病の初診日が請求人が20歳に達する前にあったのか、あるいは当該傷病が20歳後の厚生年金保険の被保険者期間内に発したのか、及び②裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の

障害給付 支給要件（新法）

状態が国年令別表又は厚年令別表第1に定める程度に該当すると認められることができるかどうかの二つである。

第4 審査資料

本件の審査資料は、次のとおりである。

資料1 医療法人Aクリニック神経科医師平○栄○（以下「平○医師」という。）作成の請求人に係る診断書（平成10年4月30日付）の写

資料2 B診療所医師高○直○（以下「高○医師」という。）作成の請求人に係る受診状況等証明書（平成10年4月2日付）の写

資料3 請求人作成に係る病歴・就労状況等申立書（平成10年7月16日付）の写

資料4 請求人に係る厚生年金保険の被保険者記録の写

第5 事実の認定及び判断

1 前記審査資料及び本件公開審理の場における保険者代表の陳述を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 請求人の当該傷病の病歴概要は、次のとおりである（資料1から4まで）。

ア 請求人は、小学校4年生（10歳）の頃よりチック症状があり加療していた。その後の治療歴の詳細は不明で、元来、軽佻、浮薄な性格傾向を持っていたものの、年齢に応じ順調に進学して大学卒業後、昭和47年（22歳）に就職した。

イ 昭和49年、転職した頃より情動不安定となり、抑うつ、不眠、飲酒による問題行動などにより数か月休職することが度々みられた。このため、請求人は、昭和50年6月10日、「チック病の重度の病氣」のため国立大C病院（神経科）を受診し（診療録

障害給付 支給要件（新法）

の保存がなく、受診状況等証明書
の添付なし。)、さらに昭和53
年頃、最寄りの神経内科にも受
診しているが、いずれも治療内
容、経過の詳細は不明である。

ウ 上記の症状は次第に顕著にな
り、昭和58年4月より大声、不
眠、食欲不振など生活のリズム
が狂っているため、同年7月26
日、B診療所を初診し、「情動
障害（チック症）、人格障害」
の診断のもとに平成5年6月8
日まで通院（2週間に1回）加
療した。症状としては、虚言癖、
易怒的、暴力、暴言とともに、
汚言、猥語を伴うチック症状、
ところかまわず唾液を吐くなど
が見られた。

エ 現在の主治医である平○医師
には、平成5年6月10日から受
診しているが、初診時所見は、
次のとおりである。

応対は人慣つこく、表面的
な礼容は保ち、言葉の端々に吃
音とともに猥語が連発される。
睡眠障害が強く、不安、焦燥を
訴え、些細なことで（特に飲酒
も加わると）暴力、衝動的とな
る。外ヅラは善人風に振舞うが、
二重人格的な言動に周囲の人が
振り回されることがある。

なお、妻との衝突も絶えず、
別居から離婚（平成9年）に到
り、平成2年の失職以来、定職
につけず（短期間でクビになる）
見栄、虚栄のためサラ金から借
金するなど、子への養育費も送
れない状態である。

(2) 請求人の当該傷病による障害の
状態（平成10年4月24日現症）は、
次のとおりである（資料1）。

ア 現在の状態像：

抑うつ状態（思考・運動制止、
刺激性、興奮、憂うつ気分）
その他（チック）

イ 上記の状態についてその程度・
症状：

軽佻、浮薄で虚栄心及び虚言
癖がみられ、状況判断が稚拙で、
サラ金より養育費として送金し
たりしている。些細なことで抑
うつ的になったり飲酒により衝
動的となったり、ストレス下で
吃音、チックによる汚言、猥語
が増える。就労意欲表面的で、
実際仕事処理能力低下著しい。

ウ 日常生活状況：

① 家庭及び社会生活について
の具体的な状況

現在の生活環境：在宅
全般的状況：老父母への金
銭の無心及び要求を通じ
なければ暴力、暴言みら
れる。対人関係は表面的
で虚栄に満ち、信用され
ていない。

② 日常生活の判定：

食事をする……………
援助があればできる
用便の始末……………
援助があればできる
入浴・洗面・着衣……………
援助があればできる
簡単な買物……………
援助があればできる
家族との話……………
少しは通じる
家族以外の者との話……………
通じない
刃物・火等の危険……………
少しはわかる
戸外での危険（交通事故等）
から身を守る……………
不十分ながら守れる

障害給付 支給要件（新法）

ていた傷病と、昭和58年に診療
を受けた傷病とは別の傷病であ
り、またこれらを併合した障害
の程度を判定してほしい旨を申
し立てている（再審査請求の理
由）が、精神医学的には、チッ
ク、汚言、猥語はもちろん、情
緒不安定や人格障害、さらに精
神症状による問題行動までいず
れも、本体は一連の同一傷病に
よるものと考えられる。

ウ 平成10年4月24日現症の請求
人の障害の状態の程度は、むし
ろ2級に該当すると考えられ、
大阪府知事が3級相当と判定し
たのには少々不思議な感を抱く。

2 前記認定された事実に基づき、本
件の問題点を検討し、判断する。

(1) まず、請求人の当該傷病の発病
日及び初診日をいつと認めるべき
かについて検討する。

ア 請求人は、10歳頃からチック
症の加療を受けていたが、大学
まで順調に進学して「学業
障害」があったとは考えられず、
大学卒業後、直ちに就職して
（昭和47年3月23日）、通常に勤
務を続け、昭和49年の転職を契
機に情緒不安定、抑うつ、不眠、
などの精神症状が出現し、社会
的な問題行動をおこすようになった
のは、昭和50年6月頃以降で
あると認められる。

イ 一般に、幼少期にチック症が
あっても、成人になってからジ
ル・ドゥ・ラ・トゥレット症候
群の発症にまで至ることはまれ
であり、請求人も断続的にチッ
ク症の治療を受けていた模様で
はあるが、当該傷病に特徴的な
症状が顕著に具体化した生活のリ
ズムが狂うようになって、高○

③ 日常生活能力の程度：

精神症状を認め、身のまわ
りのことはかろうじてできる
が、適当な援助や保護が必要
である。

④ 身体所見：特記事項なし

⑤ 臨床検査：特記事項なし

エ 現症時の日常生活活動能力又
は労働能力：

労働は極めて困難といえる。

(3) 請求人の厚生年金保険の被保険
者期間は、次のとおりである（資
料4）。

資格取得年月日	資格喪失年月日
昭和47年3月23日	昭和48年3月20日
昭和48年4月1日	昭和49年3月1日
昭和49年3月1日	昭和52年7月11日
昭和52年7月11日	昭和55年7月1日
昭和55年7月1日	平成2年9月1日
平成2年10月1日	平成3年7月11日
平成3年8月19日	平成4年8月1日
平成5年1月5日	平成5年3月11日

(4) 公開審理の場における保険者代
表の陳述のうち、必要箇所の要旨
は、次のとおりである。

ア 平○医師作成の診断書及び高
○医師作成の受診状況等証明書
には、それぞれ「10歳よりチッ
ク症の加療をしていた」、「子供
の頃よりチックがあった」と記
載されていることから、請求人
の当該傷病とチックとは因果関
係があり同一傷病である。した
がって、当該傷病の発病日は20
歳前であり、厚生年金保険の被
保険者期間中である昭和50年
6月に発病し、昭和58年7月26
日に初診日があったと認めるこ
とはできない。

イ 請求人は、20歳前から加療し

障害給付 支給要件 (新法)

医師を受診したのは、昭和58年7月26日であるので、当審査会は、障害を支給事由とする年金給付の支給を決定する上では、医学的な傷病の同一性の判断とは別に、この日をもって当該傷病の初診日とし、この日の前の近接した時期に当該傷病の発症があったと認めるのが相当であると判断する。この発病日は、請求人の厚生年金保険被保険者期間内にある。

(2) 請求人の当該傷病のような精神疾患について障害等級2級の障害基礎年金及び障害厚生年金が支給される程度の障害の状態として、国年令別表に「精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの(16号)」が、また、障害等級3級の障害厚生年金が支給される程度の障害の状態として厚年令別表第1に「精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの(13号)」が、それぞれ定められている。

ところで、社会保険庁では、国年法及び厚年法による障害の程度を認定する基準として、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)を定めているが、給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準を是認するものである。

この認定基準によると、精神の障害による障害の程度は、次のとおり認定するものとされている(第1章第8節)。

ア 精神の障害の程度の判定に当たっては、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著

しい制限を加えることを必要とする程度のもの(注:認定基準の「障害認定に当たっての基本的事項」によれば、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば家庭内の極めて温和な活動(軽い補食作り、ハンカチ程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行つてはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものであるとしている。)を2級に、また、労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもものを3級に認定する。

イ 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的能力及び精神的能力、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。また、現に仕事に従事している者については、その療養状況を考慮し、その仕事の種類、内容、従事している期間、就労状況及びそれらによる影響も参考とする。

(3) この認定基準に照らして請求人の裁定請求日における当該傷病による障害の状態を判断すると、平○医師作成の診断書(平成10年4月24日現症)のとおり、請求人の日常生活状況は、「判定」項目のいずれも自律してできるものではなく、その能力の程度は、身のまわりのことはかろうじてできるが、

適当な援助や保護が必要であることから、2級の程度に該当していると認められる。

3 そうすると、請求人の当該傷病の発病、初診日が20歳前の厚生年金保険の被保険者期間でなかった間にあると認定し、障害の程度を3級相当と判定して、障害基礎年金及び障害厚生年金のいずれの年金給付をも支給しないとした保険者の機関の処分は、妥当ではなく、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。

請求人の神経症性うつ病は、発病以来数度にわたる診断名の変遷を経ているものの初診日は認定できる。障害認定日頃においては、神経症によるものと判断するのが相当であり、愁訴はありながらも社会適応の努力を払い就労している事実もあることから、障害の状態と評価することはできない。裁定請求日頃においては、うつ病に適應する薬剤の処方とされており神経症の段階を超えて精神病の病態を示し、3級の程度に該当していると認められる。よって、原処分は妥当である。(平11.12.24)

請求人 宮城県 引○ 敏○
代理人 宮城県 引○ 聡○
原処分をした行政庁 社会保険庁長官
被保険者 引○ 敏○
昭和39年生
審査の決定をした社会保険審査官
宮城県社会保険審査官

障害給付 支給要件 (新法)

主文 本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害厚生年金の増額及び支給開始時期の変更並びに障害基礎年金の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、昭和63年10月4日を初診日とする神経症性うつ病(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成10年4月16日(甲社会保険事務所受付)、社会保険庁長官に対し障害給付の裁定を請求した。

2 社会保険庁長官は、平成10年7月16日付をもって、請求人の当該傷病による障害の状態は、その初診日から1年6月を経過した日(その期間内に傷病が治った場合には、その日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態になった日を含む。))以下「障害認定日」という。)において、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表又は厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度に該当したということではできないが、裁定請求日においては、厚年令別表第1に定める程度に該当したとして、その翌月である同年5月から障害等級3級の障害厚生年金を支給する旨の裁定(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、平成10年7月31日(受付)、宮城県社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対し、審査請求の申立てをしたが、審査官は、同年11月30日付で、原処分は妥当であるとして、